

音更町産業振興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の産業振興及び地域の活性化を図るため、地元住民、企業及び団体による農商工観・産学官連携、6次産業化等の新たな取組により、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発、新産業創出等を目的とした事業に対し、音更町産業振興支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、音更町補助金等交付規則(平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農商工観・産学官連携事業 新しい商品の開発、新しいサービス及び事業の提供を補助対象者が協力・連携して実施する事業とする。
- (2) 6次産業化事業 第1次産業者(生産法人含む。)が、自ら生産物に付加価値をつけ、地域資源を生かした地域性の高い商品の開発及びサービスを提供する事業とする。
- (3) 新製品及び容器・包装等のデザインに係る事業 新製品及び容器・包装等のデザインの開発又は調査研究を行い、本町の産業振興と地域の活性化に寄与する事業とする。
- (4) 起業及び新産業・地域ブランド創出のための事業 起業、新規事業の取組等本町の地域ブランドを創出し、産業振興と地域活性化に寄与する事業とする。
- (5) 食と農交流事業 本町の地域資源を活用して取り組む地産地消・食育を目的とした事業、イベント等の交流事業で地域の振興に寄与する事業とする。ただし、企業、団体等の活動の一環として実施されているイベント等は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 農商工観・産学官連携事業
- (2) 6次産業化事業
- (3) 新製品及び容器・包装等のデザインに係る事業
- (4) 起業及び新産業・地域ブランド創出のための事業
- (5) 食と農交流事業
- (6) 前各号に掲げる事業に関する調査研究に関する事業
- (7) その他町長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、この補助金以外の補助金等(以下「他の補助金等」という。)を受けている又は受けられる見込のある事業は、補助金の交付対象事業から除くものとする。ただし、当該事業が他の補助金等の補助対象事業であるものの補助対象外となる経費等が含まれている場合には、当該補助対象外となる経費に限り補助対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に生じる経費であって、町長が別に定める音更町産業振興支援補助金交付要領(以下「要領」という。)に定める経費とする。

(補助金額等)

第5条 第3条第1項各号に掲げる事業における補助率及び補助金額は、要領で定めるものとする。

2 この補助金は、原則として1事業につき1回限りとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、1事業につき3回まで認めるものとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、第3条第1項各号に掲げる事業を行う者であって、次の各号に該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、又は町内に店舗、工場等の事業所(以下、「事業所」という。)を設置している者であること。

(2) 市町村税(国民健康保険税を除く。)を滞納していない者であること。複数の構成員で連携して事業を行う場合は、構成員の全ての者が滞納していない者であること。

(補助金等)

第7条 補助金は、第4条で定める補助対象経費について予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、要領に定める申請書及び関係書類を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請があった場合には、補助金交付の可否について第16条に規定する音更町産業振興支援補助金審査委員会(以下この条において「審査委員会」という。)に諮問し、審査委員会は、審査の結果を町長に具申するものとする。

2 町長は、前項の規定により具申された審査委員会の審査結果を尊重して補助金の交付の可否を決定し、要領に定める決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助事業内容等の変更承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、要領に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、あらかじめ要領に定める変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された変更承認申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、要領に定める変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(第10条の規定による中止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して20日以内に、要領に定める実績報告書及

び関係書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 町長は、前条による実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、要領に定める補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の補助金交付額確定通知書の通知後に行われる、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、第9条の交付決定後、補助事業者からの請求により概算で補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算で補助金の交付を受けたときは、事業の確定後に精算しなければならない。

(審査委員会の設置)

第15条 町長は、補助金交付の可否について審査するために音更町産業振興支援補助金審査委員会を置く。

2 審査委員会の組織及び運営については、要領で定めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

(音更町産業研究開発支援補助金交付要綱の廃止)

2 音更町産業研究開発支援補助金交付要綱(平成15年4月1日)は、廃止する。